

ふるさと納税制度について

行財政改革特別委員会資料
平成30年7月4日
総務部 税務課

国の理念

「地方創生」地方で生まれ育ち都会に出てきた方には、誰でもふるさとに恩返ししたい思いがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、変えてくれた、一人前にしてくれた、ふるさとへ。都会で暮らすようになり、仕事に就き、納税し始めると、住んでいる自治体に納税することになります。納税を通じてふるさとへ貢献する仕組みができないか。そのような思いのもと、「ふるさと納税」は導入（平成20年）されました。

三つの意義

- 第一に、納税者が寄付先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。
- 第二に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。
- 第三に、自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。

品川区の現状

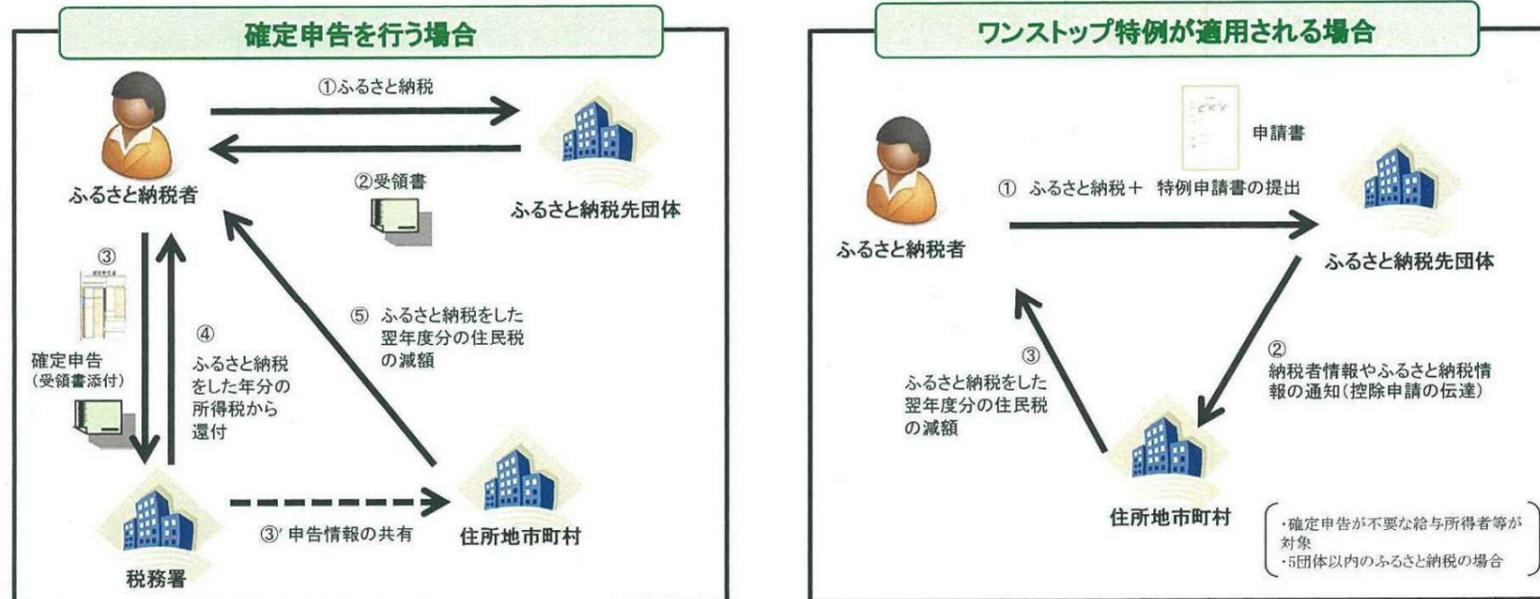
年度	27年度	28年度	29年度	30年度
他自治体への流出額	1億1千万円	6億3千万円	11億9千万円	15億4千万円(予算)
件数	3,570件	11,204件	20,447件	25,675件(予算)
品川区への寄附額	1億1千万円	1,100万円	540万円	
件数	34件	41件	55件	
国の動向	・27年4月よりワンストップ開始	住民税の上限が所得割額の20%に引上げ	4/1 総務省通知 ・金銭類似性の高いものを送付しない。・返礼割合を3割以下とする。等	4/1 総務省通知 ・返礼品を区域内で生産されたものとする。等
区の対応	返礼品 ・名所の絵はがき ・しながわ土産(3種類) ・しながわ水族館チケット ・品川オリジナル風呂敷 ・品川区史 2014	・9月よりクレジット納付(ふるさとチョイス)開始 ・大井競馬場L-WING指定席券を返礼品追加	ふるさとチョイスwebサイトのリニューアル	・地域振興寄付の受け入れ開始 ・シナモロールのぬいぐるみを返礼品追加予定。(30年秋)

制度と流れ

都道府県・区市町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。



確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内に限り、ふるさと納税に係る寄付金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設した。(平成27年4月1日以後に行われた寄附金について適用；住民税28年度)



課題と今後の取り組み



課題

・28年度から特例控除の上限（所得割額の10%）が所得割額の20%に引き上げられた。また、ワンストップ特例適用により確定申告不要で寄付金控除が受けられるようになったことから大幅にふるさと納税者が増加した。その結果、返礼品を目的とした寄附の増加により、各区の予算案における「ふるさと納税による特別区民税の減収見込み」がワンストップ特例導入等の制度拡充後、4年間で約3.4倍の約32.1億円にまで達する見込みとなった。特別区は、平成26年度以降「特別区全国連携プロジェクト」を通じて、全国の自治体と連携を深め、地域の活性化、まちの元気を生み出す取り組みを積極的に展開しているが品川区を含む特別区長会は、区民サービスを死守するため、23区共同で税源偏在是正措置に対して断固反対することを緊急声明として発表した。

今後の取り組み

- ・23区区長会等をととして、総務省など関係機関に「ふるさと納税制度」等の税源偏在是正措置に対して断固反対し、見直しを引き続き要望していく。
- ・返礼品競争に加担せず、制度内容を遵守して実施する。
- ・さらなる「ふるさと納税」の取り込みを図るため、寄附金募集を既存事業、新規事業など目的を選択できるように拡大し、区政への参加を促す。